

防災だより



(発行元) 愛南町消防本部防災対策課 Tel72-0131

※11月5日は「津波防災の日」です※

この日は、1854年に安政南海地震による津波が西日本太平洋側を襲った日です。 全国各地で、津波防災の日を中心に地震津波防災訓練が行われます。 この日を機会に、あらためて地震や津波への対策を確認しましょう!

●シェイクアウトえひめ(県民総合ぐるみ地震防災訓練)

地震発生時の安全確保行動の確認や防災意識の向上を図るため、**県下一斉**に「シェイクアウトえひめ(県民総合ぐるみ地震防災訓練)」を実施します。

愛媛県では12月19日(月)11:00からを統一訓練実施日としますが、11月5日から12月23日までの期間中であればいつでも訓練を実施していただいて結構です。 ※訓練参加者把握のため、事前参加登録にご協力ください。



シェイクアウト訓練って何? 地震を想定して、参加者がいっせいに身を守るための安全確保行動をとる、だれでも気軽に参加できる訓練です。近い将来起こるとされている南海トラフ地震が発生した時に、あなたはどこにいるかわかりません。その時どのように行動するかによって、私たちの人生を大きく左右します。学校や職場、ご家庭、町内会などで、プラスワン訓練(避難訓練など)も合わせて実施しましょう!

※ブロック塀等安全対策事業費補助金※

●現在所有しているブロック塀の安全性は大丈夫ですか?

愛南町では地震に対する建築物の安全の向上を図り、大地震発生時におけるブロック塀転倒等の被害から人命を守るため、ブロック塀安全対策工事(除却又は建替え)に要する経費に対し、補助金を交付しています。

【補助金の額】

補助対象経費の 3分の2以内とし、30万円 を限度とする。

上記で算出された補助金に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【対象となるブロック塀】

★町内に設置されているブロック塀等で、<u>避難路</u>等に面しているもの。

(緊急輸送道路、通学路、避難場所等へ至る道等)

☆建築基準法等、重大な法令違反がないこと。

☆建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。



【対象者】

☆ブロック塀等の所有者であり、町税等を滞納していないこと。

【補助対象経費】

補助対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)であって、80,000円/mを限度とする。ブロック塀等の安全対策に明らかに寄与しない部分は補助対象経費としない。(門柱等)

※詳しくは、愛南町消防本部防災対策課までお問い合わせください。

TEL 0895-72-0131